

【 水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法 】

公布日：平成 8 年 09 月 19 日

環境庁告示 55 号

[改定]

平成 10 年 4 月 24 日 環境庁告示 22 号

平成 12 年 12 月 14 日 環境庁告示 78 号

平成 13 年 6 月 13 日 環境省告示 36 号

平成 20 年 4 月 1 日 環境省告示 44 号

平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示 88 号

平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示 43 号

平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示 53 号

令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示 35 号

令和 6 年 2 月 5 日 環境省告示第 4 号

令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 43 号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を次のように定める。

水質汚濁防止法施行規則第九条の四の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(平一二環庁告七八・一部改正)

附則

平成十三年一月六日から適用する。

平成十三年七月一日から施行する。

平成二十四年五月二十五日から施行する。

令和七年四月一日から適用する。

別表

(平一〇環庁告二二・平一二環庁告七八・平一三環省告三六・平二〇環省告四四・平二四環省告八八・平二六環省告四三・平三一環省告五二・令二環省告三五・令六環省告四・令七環省告四三・一部改正)

有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下「規格」という。) K〇一〇二 - 三 十四・二、十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法
シアン化合物	規格K〇一〇二 - 二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	規格K〇一〇二 - 四 七・二・一及び七・二・三に定める方法
鉛及びその化合物	規格K〇一〇二 - 三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二 - 三 二十四・三(二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。)に定める方法(ただし、二十四・三・二に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K〇一七〇 - 七 七のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素及びその化合物	規格K〇一〇二 - 三 二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表二に掲げる方法
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表四に掲げる方法
トリクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
ジクロロメタン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は

	五・五に定める方法
一・二—ジクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一—ジクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二—ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一—トリクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二—トリクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三—ジクロロプロペン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	環境基準告示付表五に掲げる方法
シマジン	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン及びその化合物	規格K〇一〇二 - 三 二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法
ほう素及びその化合物	規格K〇一〇二 - 三 五・二、五・五又は五・六に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格K〇一〇二 - 二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇 - 六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は五・二（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五に定める方法
アンモニア、アンモニウム化合物、	亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二 - 二 十四・二、十四・

<p>亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p>	<p>三又は十四・四に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二 - 二 十五・三、十五・四、十五・六、十五・七又は十五・八に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法</p>
<p>塩化ビニルモノマー</p>	<p>平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法</p>
<p>一・四一ジオキサン</p>	<p>環境基準告示付表七に掲げる方法</p>